

## 岐阜県男女共同参画施策に関する苦情等案件処理結果

### 【経過】

令和８年７月 ６日 苦情等申出受付け

令和８年９月 30 日 申出人に対し回答通知

### １ 申出人の申出概要

現行の岐阜県水防計画には、全編を通じて女性の参画や男女共同参画の視点に関する言及が見当たらない。具体的には、次の事項について記載・検討がなされていないと考えるため、適切な対応を求める。

- ① 水防団等における女性の参画に関する方針（多様な役割での参画を可能とする方針の明確化を含む）。なお、計画には水防団の活動に関する記載はあるが、担い手の確保・多様化の観点からの記載は見当たらない。
- ② 体力に依存しない水防活動（河川巡視、水位観測、情報収集・伝達、避難誘導、後方支援、避難所運営との連携、要配慮者対応等）の位置づけと、多様な担い手による分担（機能別団員制度等）の検討。
- ③ 資機材の軽量化・機械化等による水防作業の負担軽減の方針。
- ④ 女性が活動しやすい環境（装備のサイズ、更衣室・トイレ等）の整備。
- ⑤ 浸水想定区域における避難・要配慮者対応での女性の視点。なお、計画には要配慮者利用施設の避難確保等に関する記載はあるが、女性の視点への言及は見当たらない。

### ２ 施策実施機関の処理方針

岐阜県地域防災計画（一般対策計画 第２章 第１節 第１項 ２推進体制（３）男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立）には、申出の概要にある①～⑤までの内容を包含する考え方が示されています。

その上で、ご指摘の岐阜県水防計画は、岐阜県地域防災計画（一般対策計画 第２章 第１０節 水害予防対策 １ 方針）の「洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」による」と位置付けられているものであり、水害対策においても、男女共同参画の視点を取り入れて取り組んでおります。

例えば、水防活動の現場においては、多様な人材の参画が進められております。岐阜市では女性の水防団員が活動しており、平時の訓練や啓発活動に

加え、大規模災害時には避難誘導などの役割を担うこととされています。このような取組は、地域住民の多様なニーズに対応した実効性の高い水防活動につながるものと認識しています。

さらに、岐阜県水防計画の重要事項について調査審議を行う岐阜県水防協議会においては、15名の委員のうち6名は女性であるほか、そのほかの委員についても県警察本部や岐阜地方気象台などの行政機関に加え、民間企業、陸上自衛隊や教育機関などで構成されており、それぞれの専門的知見や経験を活かした幅広い視点から協議を行っています。

今後も、岐阜県地域防災計画及び岐阜県水防計画に基づき、男女共同参画その他多様な視点を取り入れながら、水防体制の充実及び水害被害の軽減に向けた取り組みを推進してまいります。